

「公益目的事業推進活動資金の寄付金」報告

会長 古田 哲壮

令和6年5月29日から令和6年8月28日までのご寄附についてご報告いたします。
ご寄附をいただいた個人並びに団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

○ご芳名一覧（個人）

特別寄付者

（敬称略）

日付	個人名	所属会	寄付金	日付	個人名	所属会	寄付金
R6.6.25	芳倉 清隆	清峰会	500,000	R6.7.30	伊藤 剛	哲壮会	10,000

○ご芳名一覧（個人）

吟功章受章寄付者

（敬称略）

日付	個人名	所属会	寄付金	日付	個人名	所属会	寄付金
R6.6.25	稲田 正胤	哲菖会	100,000	R6.7.30	小嶋 善雄	翔吟会	50,000
R6.6.25	辻 敏一	鷺迪吟詠会	20,000	R6.7.30	二星 保	哲壮会	10,000
R6.6.25	辰巳 正夫	鷺迪吟詠会	20,000	R6.7.30	福山 甚九郎	哲壮会	10,000
R6.6.25	間嶋 節子	鷺迪吟詠会	20,000	R6.8.27	石野 信之	哲壮会	10,000
R6.6.25	内藤 真	哲菖会	30,000				

○ご芳名一覧

団体

（敬称略）

日付	団体名	寄付金	日付	団体名	寄付金
R6.6.25	佐賀 豊明会	100,000			

公益目的事業推進の活動資金ご寄付のお願い

令和5年5月1日付で内閣府より公益社団法人に対する個人からの寄付金について、「税額控除制度」の税制優遇措置を受けられる事業所としての認定を受けました。ご寄付に対して税金確定申告時に「税額控除制度の適用を受けられる」領収書を発行いたします。公益目的事業推進の活動原資として、是非とも多くの方々よりご寄付賜りますようご協力をお願いいたします。

【新租税特別措置法について（個人からの寄付）】（新たな寄付金控除制度）

○税額控除制度

〔（所得金額）× 税率〕－控除額（※1）＝税額

寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除のため、小口の寄付に減税効果大きい。

（税額控除額の算出式）〔対象寄付金－2,000円〕×40％＝税額控除対象額（※1）となります。

事例：1万円寄付した時の税額控除対象額

〔10,000円－2,000円〕×40％＝税額控除対象額 3,200円

（※1）税額控除対象額は、所得税額の25％が限度となります。

【お願い】 多くの方々より、ご寄付のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

振込用紙及び領収書発行の為「寄付申込書」にご記入の上、お申込みお願い致します。

「寄付申込書」を受領後、振込用紙をお届け致します。

尚、様式9「寄付申込書」は各会にお届け致しました様式集に入っています、

又は総本部にお申し出下さい、お届け致します。